

答 申 書

(たたき台)

令和 年 月 日

旭川市上下水道事業審議会

1 後期財政計画の策定と今後の事業の取組に対する意見

水道と下水道は、私たち市民が衛生的で快適に生活し、また、企業等が活発な経済活動を行っていく上で、欠くことのできない重要なライフラインであり、これを将来にわたって維持・継続していくことが求められている。

旭川市水道局では、本市の水道・下水道事業の将来の方向性を示す基本的な指針として、平成28年2月に「旭川市水道・下水道ビジョン」を策定しているが、この実現に向け、ビジョンの計画期間である平成28年度から令和9年度までの12年間に4年ごとに前期、中期、後期と区分し、各期の「財政計画」を策定・実行しながら、事業の継続に取り組んでいる。

現行の財政計画（中期財政計画）は、今年度で計画期間が終了することに伴い、次期財政計画（後期財政計画）の策定が必要な状況となっているが、人口減少等に伴う水需要の減少傾向が続く中であって、今後、施設の大量更新時代を迎えようとしており、こうした厳しい経営環境に立ち向かっていくためには、中長期的な見通しを持った計画を策定していく必要があるものとする。

加えて、ビジョンと財政計画の2つを併せて、本市の水道・下水道事業の「経営戦略」に位置付けているが、市民の重要なライフラインを守るという大きな使命を果たし続けるためには、これまで以上に計画性・戦略性を持ちながら、事業経営に臨み、持続可能な経営体制と財政基盤を構築していくことが重要である。

今回、当審議会に提示のあった後期財政計画の考え方は、これらの視点を踏まえたものであり、妥当と認められる。

なお、計画の策定後は、こうした考え方を念頭に各種取組を実施するとともに、取り巻く経営環境の日々の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、事業の継続に当たられたい。

2 後期財政計画の内容に対する意見

(1) 事業の取組方針と目標の設定

① 事業の取組方針

後期財政計画は、ビジョンの指標の達成に向け、引き続き取り組んでいくことを取組方針に掲げており、ビジョンを実現していくための実行計画としての役割を継承している。

また、中期財政計画で整理した管路・管渠の老朽化対策の考え方を継承したことに加え、国が推進している管路の耐震化を取組方針としたことは、自然災害への対応も含め、強靱な施設の形成に資するものである。

このほか、継続的な取組として、広聴活動・情報提供の充実、危機管理体制の強化、人材の育成と技術の継承を掲げているが、これらは基本的な事項ではあるものの、事業の持続可能性を高めていく上で、いずれも重要な要素である。

加えて、下水汚泥の更なる有効活用やDX技術の活用など、新たな課題や将来に向けた取組は、更なる経営の効率化と持続可能な経営体制の構築に資することが期待できると考えられる。

よって、これらを事業の取組方針とする考えは、妥当と考える。

② 目標の設定

次に、今回の財政計画では、持続可能な経営基盤を確保していくため、「料金回収率」、「経費回収率」、「経常収支比率」の3つの経営指標について、健全経営の水準とされる「100%以上」を維持する目標が掲げられた。

経営の健全性を示す経営指標について、具体的な数値目標を掲げながら活用していくことは、計画策定後の検証ツールとして、経営状況の診断に資するものであり、妥当と考える。

(2) 収支計画における推計の考え方

事業の根幹である料金収入（水道料金・下水道使用料）については、今後の人口減少等を反映して、推計を行っている。

維持管理費，建設改良費といった主な支出では，それぞれ労務単価や資材費等の上昇傾向を踏まえながら，物価の上昇を反映した内容となっている。

加えて，建設改良費にあっては，限られた財源や人的資源の中で，効率的かつ経済的に施設老朽化の課題に対応していくため，ストックマネジメント等の考え方を取り入れながら，優先順位等を見極め，所要の更新費用が計上されている。

また，現在，人口減少に伴い，利用者の減少や技術力の確保が全国的に課題となる中で，国は広域化や官民連携の取組を求めているが，これまで本市では，近隣自治体との共同処理や，包括的民間委託の実施をはじめとした官民連携の取組が行われてきたところであり，収支計画にはそうした取組の継続が反映されている。

よって，収支計画における推計の考え方は，今後，予想される経営リスクの中長期的な見通しと，現代の社会的情勢を踏まえた内容となっており，妥当と考える。

3 経営の安定化に向けた意見

水道事業会計，下水道事業会計とも，後期財政計画期間においては，当年度純利益と年度末資金残高の確保ができる見通しである。

しかし，長期的な視点で経営状況を見ると，水道事業会計では，令和 10 年度以降，当年度損益が赤字に転落し，令和 17 年度には資金不足が見込まれている。

また，下水道事業会計では，総務省の繰出基準に該当する下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に対する繰出金を見込むことで，当年度損益の黒字と運転資金を確保ができる計画となっている。

今後の事業実施や経営環境を取り巻く外的要因などで，状況の変化は起こり得るものと思われるが，どのような状況下でも市民のライフラインを維持できるよう，不断の経営努力と事業全般の検証に努めるとともに，繰出金については，関係部局との連携を図りたい。